

## 部落内を回覧してください

# みつばちを飼育される皆様へ

みつばちを飼育する方は、個人の方が趣味でみつばちを飼育する場合でも、年に一度、お住まいの市町村に飼育届・飼育変更届を提出する必要があります。お手数ですが、役場産業観光課、広野支所、各公民館まで提出をお願いします。

受付締切日 令和8年1月30日(金)

届出場所受付 神山町役場 産業観光課、広野支所、各公民館まで

提出書類 「みつばち飼育届・飼育変更届」ほか

※届書については上記届出場所にあります。

※飼育届けの提出に手数料はかかりません。

## 飼育届の届出対象者

・養蜂業者

・自家用(趣味)飼育者 ※巣箱一つのみの飼養でも対象となります。

## 届出対象外

・花粉交配用 ※養蜂業者以外の方が花粉受精用に必要な期間のみ

飼育する場合。

(通年飼育する場合は飼育届が必要です。)

## お問い合わせ先

神山町産業観光課 畜産担当

TEL 088-676-1118